

令和5年度

入場無料

空き家活用講演会

空き家を放置するとどうなるのか、相続登記の申請が義務化されることで何が変わるのか、空き家の相続の問題等について事例をもとにお話しします。
手遅れになる前に空き家について考えてみませんか。



講師

いいた いっせい

飯田 一生 氏 (庄原市空き家解決専門家ネットワーク)

(略歴)

本業は司法書士。2006年に出身の広島市で開業。2008年に中山間地域は困りごとが起きても相談場所が少ないという「司法過疎問題」を解決するために広島市から移住。2021年に庄原市空き家解決専門家ネットワークを設立。

(庄原市空き家解決専門家ネットワークとは)

庄原市の空き家問題を解決するために集まった専門家の団体。令和3・4・5年度国土交通省「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」に選定され、広島県・庄原市・庄原商工会議所・広島みどり信用金庫・庄原市社会福祉協議会・広島銀行庄原支店の後援を受けて活動している。

日時

11月1日(水)

18:30~20:00(開場18:00~)

会場

庄原自治振興センター 多目的ホール

〒727-0013 庄原市西本町二丁目17番15号

申込方法

電話、FAX、Eメール

申込み先

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 自治定住課 定住推進係

電話:0824-73-1257 FAX:0824-72-3322

メール:teiju@city.shobara.lg.jp

申込内容

氏名(フリガナ)、住所、電話番号

こんなお悩みありませんか？

- ・使っていない空き家をなんとかしたい…
- ・我が家も空き家になるかも…
- ・法律が変わってどうなるの…
- ・空き家の相続問題で困っている…



←こちらのQRコードから
もお申込みいただけます。

受付期間:10月27日(金)まで(先着順となります)/定員40人まで

主催:庄原市 企画振興部 自治定住課 定住推進係

電話:0824-73-1257 FAX:0824-72-3322 メール:teiju@city.shobara.lg.jp